●第2部 がんに向き合う 自分らしい向き合い方とあなたを支える仕組み

第2章

経済的負担と支援について

治療や通院、療養生活に必要なお金の負担のことも、心配事の1つです。 医療費の負担を軽くする仕組み、公的な助成や支援制度、 民間保険の手続きについて説明しています。



治療にかかる費用について

費用について心配になるのは無理もないことです。 ひとりで思い悩まず、がん相談支援センターの 窓口などに相談してみましょう。



■ 公的医療保険の利く費用と利かない費用があります

がんの治療では、手術代、薬代といった治療費のほか、入院中の食事、個室など有料の部屋を希望した場合にかかる差額ベッド*代など、治療に伴う間接的な費用も必要になります。また外来では再診料や投薬注射料などを、通院のたびに支払うことになります。これらの費用は、健康保険や国民健康保険など公的医療保険(表1)で一部まかなえるものと、患者さんが全額負担するものに分けられます(図1[p99])。

公的医療保険が適用されるのは、手術代、検査代、薬代といった直接的な治療費です。費用全体のうち患者さんが支払う割合は、70歳未満の成人ならば3割などと自己負担割合が決められ、残りは公的医療保険から支払われます。

わが国では、最新の治療や、新しい薬・医療機器を使った治療などは、公的医療保険の給付対象になっていません。また保険が適用されない(保険適用外)診療を受けた場合には、併せて受けた保険適用の治療も含めて、全額自己負担となるのが原則です。しかし、厚生労働大臣が「先進医療」として認めた治療については、保険適用外の診療と、保険診療の併用が認められ、保険適用の治療部分については公的医療保険の給付の対象になります(先進医療制度 P209)。差額ベッド代なども同じように、保険適用外になります。このような公的医療保険の適用されない治療やサービスは、患者さんや家族の了解を得てから実施されるのが一般的です。そのため、知らないうちに保険適用外の診療やサービスが行われ、費用が請求されるということはありません。

なお、これらの医療費のほかに、患者さん本人や家族の通院費、入院時の日用品代、お見舞いのお返し代などの費用も見積もっておいた方が安心です。

表1:公的医療保険の種類

保険の 種類 (加入制度)	被用者保険(職場を土台とした保険)				地域を土台とした保険	
	健康保険					
	組合管掌健康保険(組合健保)	全国健康保険 協会管掌健康 保険 (協会けんぽ)	船員保険	共済組合	国民 健康保険	後期高齢者 医療(制度)
運営する 保険団体 (保険者)	健康保険 組合	全国健康保険協会	全国健康 保険協会	共済組合・ 事業団	各市町村 [*] の 国民健康 保険組合	(各都道府県 の)後期高齢者 医療広域連合
問い合わせ窓口	各 健康保険 組合	全国健康保険 協会の各都道 府県支部	全国健康 保険協会の 各都道府県 支部	各 共済組合・ 事業団	各 市区町村の 窓口	各 市区町村の 窓口
主な 加入者	会社員とその扶養家族		船員と その 扶養家族	公務員と その 扶養家族	75歳未満で その他の 保険に加入 していない方	75歳以上の 方と 65歳以上 75歳未満で 一定の障害が ある方

※平成30年度より、市町村と共に都道府県も運営を担う

公的医療保険には、会社員が加入する健康保険のほか、自営業の方や、会社を退職した方が入る国民健康保険など、いくつかの種類があります。その種類によって、手続きの窓口や、受けられるサービス内容が異なることもあるため、一度確認しておきましょう。

*差額ベッド:定員が4人以下で、1人当たりの面積が一定の広さを有し、プライバシーを確保する設備を備えた病室のことです。公的医療保険が適用されないため、入院した際に支払う入院料とは別に、患者さんが室料(差額ベッド代)を自己負担します。室料は医療機関によって異なります。差額ベッドの病室への入院には、患者さんの同意が必要で、同意書へのサインを求められます。医療機関側の都合により差額ベッドの病室にやむを得ず入院する場合は、差額ベッド代は請求されません。

■ 治療にかかる費用はどのくらい?

今後の治療にかかる費用について心配になるのは無理のないことです。 個人的な問題としてひとりで抱え込まないで、機会を見つけて担当医や看 護師、がん相談支援センターなどに相談してみましょう。

治療にかかる費用は、がんの種類、病状、治療内容などによって変わります。また、2年ごとに医療費の価格設定(診療報酬)が見直されるため、年によっても違いが出てきます。最近は、入院について、診断された病名・症状と治療内容、入院日数などの組み合わせに応じて、医療費をある程度定額化した診断群分類包括評価(DPC)*を導入する医療機関がふえてきました。そうした医療機関では、入院前など比較的早い段階で、医療費の大まかな目安を把握できるようになりました。

治療が長期間にわたると、費用はかさみますが、その負担を軽くする制度もあります。公的医療保険が適用される医療費については、患者さんの自己負担割合は一定(1~3割など)に設定されていて、1ヵ月に支払う上限額も決められています(高額療養費制度)。そのため、治療費の自己負担分の総額が高くなっても、限度額を超えた費用に対して払い戻しが受けられます。このほかにも、確定申告を行うことによって、税金の医療費控除などで経済的負担が軽減できたり、高額療養費の支給を申請してから給付されるまでの期間、支給見込額の一部相当額を無利子で借りられる制度もあるので、知っておくと便利です。

治療費や助成制度については、がん相談支援センターや、病院の相談窓口で相談できます。医療費について心配のある方は、早めにそのような窓口を利用してみましょう。

*診断群分類包括評価(DPC):患者さんの病名や症状と治療内容や入院日数などの 組み合わせに応じて総医療費があらかじめ設定されている新しい医療費の評価方 式です(一部例外もあります)。従来は、治療、検査、薬などにかかった費用を全て 合計して費用を決める出来高支払い方式が一般的でしたが、DPCでは1日当たり の点数が決められているため、投薬、注射、検査などは、その決められた点数に包 括されています。ある程度規模の大きな病院では、DPCを取り入れるところがふ えています。

入院費の支払い

入院中の医療費は、退院日までに全額を支払うのが原則ですが、支払い方法や支払期限などについては、病院によってそれぞれ異なります。入院が1ヵ月以上に及ぶ場合は、通常は1ヵ月ごとに請求書が発行されます。請求書が出されてから1週間~10日以内程度での支払いが多いようです。支払い方法は、現金が一般的ですが、大きな病院ではクレジットカードなどにより、分割払いができるところもあります。入院が長引くときなどは、現金での分割払いなどを受け入れている病院もありますので、早めに会計窓口やがん相談支援センターに相談しておくとよいでしょう。

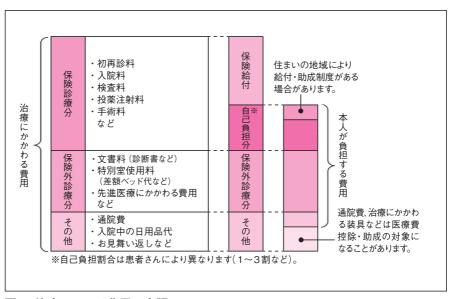


図1:治療にかかる費用の内訳



▶ P29 「がん相談支援センターにご相談ください」

▶P101 「公的助成・支援の仕組みを活用する」



がんのことだけでなく 治療費のことも相談



がんと言われた瞬間は、頭の中が真っ白でした。しばらくして、治療費のことで頭の中が真っ白でした。入院、手術、抗がん剤、放射線治療、通院治療にいくらかかるのか、いつまでかかるのか分からないということがあります。そんな時、(1)がん相談支援センター、(2)健康保険の窓口、(3)生命保険会社に相談してみました。高額療養費と健康保険の給付で治療費が一定の金額で済むこと、医療保険の給付が受けられることを知って、心の重荷がぐっと減る思いがしました。

住宅ローンを抱えている場合は、ローンを借りている金融機関に 相談してください。住宅ローンの団体信用生命保険でローンの残債を 支払ってもらえる場合があります。

後遺障害が残った場合、障害年金を受け取ることができる場合もあり、治療費の負担が少しは減ります。がん相談支援センター、健康保険の窓口、役所、年金事務所、保険会社、金融機関、社会保険労務士などに相談してみてください。きっと不安は減ります。

公的助成・支援の仕組みを活用する

医療費の自己負担分には上限が設けられているほか、 休職している間に生活を支える制度など、 さまざまな助成・支援の仕組みがあります。



公的助成・支援の仕組みを活用するには

- ●主な問い合わせ先を確認する(「地域の療養情報」も併せてご活用ください)。
 - ・がん診療連携拠点病院などのがん相談支援センター
 - 各医療機関の相談窓口
 - ・ソーシャルワーカー
 - ・各自治体の相談窓口(インターネットで情報を得られることもあります)など
- ●本人と家族の医療・介護その他療養生活での支払いの領収書などは、 なくさないように保管しておく。
- ●各制度の対象となる基準には、本人だけでなく家族(世帯)の所得や 状況も関係するものもあるので、家庭全体の状況から活用できる制 度はないか調べてみる。
- ●新しく治療を始めるとき、退院したり療養場所を変えるとき、家族の 状況が変わったりしたとき、転居のときなどの機会に、活用できる制 度について見直してみる。
- ●『患者必携 わたしの療養手帳』に、調べたり問い合わせたりした仕組みや窓口、手続きした助成や支援の記録を残しておく。

■ 医療費の費用負担を軽くする制度

高額療養費制度

私たちは、公的医療保険が適用される医療について、その費用の1~3割を自己負担しています。がんの治療では、医療費の自己負担分が高額になることがありますが、そのようなときに利用できるのが高額療養費制度です。

この制度は、1ヵ月間(1日から月末まで)の医療費の自己負担額が、一定の限度額を超えた場合に、超過部分の費用を公的医療保険で賄うというものです(図1)。差額ベッド代や、入院中の食事代などは対象外ですが、保険が適用される医療費であれば、入院・通院・在宅医療 IP206 を問わず対象になります。つまり、保険適用の医療については、患者さんが負担する1ヵ月の医療費は、最高でも限度額までとなります。

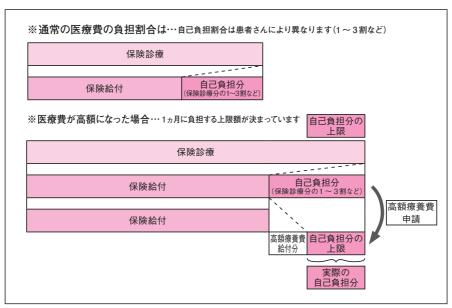


図1: 医療費(保険適用分)が高額になった場合 — 高額療養費制度の仕組み —

● 高額療養費の計算の仕方

高額療養費の対象となる医療費は、次のように計算します。

- ・対象となるのは、1日から月末までの1ヵ月間に支払った医療費(保険適用のものに限る)。
- ・入院と外来の医療費は別に計算する。

なお、自己負担限度額は、年齢や収入、加入している医療保険の種類に よって異なります。また、計算方法なども、70歳未満の方と、70歳以上の方 とでは違います。

70歳未満の方の場合

- ・医療機関ごとに、また入院医療費と、外来(在宅医療を含む)医療費 を別々に計算します。
- ・そのうち、21,000円以上のものを合計します。
- ・合計額が限度額を超えていた場合、超過分の費用について払い戻し が受けられます。
- ※12ヵ月以内に、制度を4回以上利用した場合、4回目からは限度額が引き 下げられます。
- ※一定の条件を満たしていれば、同じ月にかかった家族(同じ世帯内)の医療費も合算できます。

70歳以上の方の場合 -

- ・病院、診療所、**訪問看護 P213**、**調剤薬局 P210**などを問わず、かかった医療費の合計額が対象になります。
- ※ 入院した月の医療費については、一定の条件を満たしていれば、同じ月に かかった家族(同じ世帯内)の医療費も合算できます。

これらの仕組みは複雑なため、手続きをする前に、医療機関の相談窓口や がん相談支援センターのスタッフなどに相談しておくとよいでしょう。

●手続きの方法

この制度では、原則として患者さんが医療機関で一度医療費の自己負担 分全額を支払い、後日、保険者から、限度額を超えた部分の費用の払い戻 しを受けるようになっていますが、平成19年4月より入院医療費について、 また平成24年4月1日からは外来医療費についても、窓口での支払いを限 度額までにとどめることができる仕組みが導入されました。

ひと月に支払う医療費の合計金額が限度額を超えそうな場合には、加入されている健康保険組合・全国健康保険協会・市区町村(国民健康保険・後期高齢者医療制度)などに「限度額適用認定証」(70歳未満の課税世帯の方)、「限度額適用・標準負担額減額認定証」(非課税世帯の方)の交付を申請しておくとよいでしょう。交付された「限度額適用認定証」をあらかじめ医療機関等の窓口に提示しておくことで、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができます。

「限度額適用認定証」を提示しない場合は従来通りの手続きとなり、高額療養費の支給申請を行う必要があります。保険者によっては、通知がない場合もありますので、念のため保険者に確認されることをお勧めします。高額療養費の支給申請の際には医療機関から受け取った領収書も提出する必要がありますので、大切に保管しておきましょう。

70歳以上の方(住民税非課税の方を除く)は、「高齢受給者証」または「後期高齢者医療被保険者証」を提示することにより、窓口での支払いを限度額までにとどめることができます。

● 限度額適用認定証 交付申請の流れ

- (1)加入する公的医療保険(保険者)の窓口に「限度額適用認定証・標準負担額減額 認定証」の交付を申請する
- (2)交付された「限度額適用認定証・標準負担額減額認定証」を医療機関などの窓口に提示する
- (3)限度額までの金額を窓口で支払う

● 高額療養費 支給申請の流れ

- (1)加入する公的医療保険(保険者)の窓口に連絡し、申請書を送付してもらう
- (2)申請書に、医療機関からもらった領収書などを貼り付け、保険者に送る
- (3)3ヵ月ほど後に、加入する保険から払い戻しを受ける

■ 小児慢性特定疾病医療費助成制度

がんを含む小児慢性特定疾病の治療にかかった費用のうち、世帯の所得税額に応じて支払う自己負担金額を超えた部分を助成する制度です。

●手続きの窓口

市区町村担当課、保健所担当課など

₩ 心身障害者(児)医療費助成制度

心身に重度の障害がある方が医療機関を受診した場合、医療費の自己負担金について助成する制度です。

●手続きの窓口

・各市区町村の福祉課など

自立支援医療制度(更正医療・育成医療)

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担 額を軽減する公費負担医療制度です。

● 手続きの窓口

各市区町村の福祉窓口



給付制度と扶養手当の 申請を忘れずに



娘は小児脳腫瘍で手術と化学療法を受けました。手術後すぐに説明を受けた「小児慢性特定疾病医療費助成制度」のおかげで、入院中に支払った医療費は、大量化学療法前の全身検査にて口腔外科(虫歯チェック)を受診した際の支払いのみでした。退院後も、給付制度(公費扱い)の自己負担内での支払いです。また、「特別児童扶養手当」について教えてもらい、役所に申請書類(認定診断書)をもらいにいきました。化学療法1クールが終わってから主治医に認定診断書の記入をお願いしました。申請から2ヵ月後には決定通知がきて、申請翌月から支給対象となりました。

転院先の病院には母親の私が6ヵ月間毎日、通いました。付き添いのための交通費、短期のウイークリーマンション賃貸料、外食代、大量のオムツ代などにこの手当を充当することができました。正職員で働いていた私は急きょ退職しましたので収入が減り、出費が続きましたが、この制度や手当のおかげでずいぶんと家計が助けられました。

■経済的負担に対する制度

■ 高額医療・高額介護合算療養費制度

医療、介護サービスの両方を受けている方の負担を減らすために、2008年4月から始まった制度です。すでに説明したように、公的医療保険には1ヵ月の自己負担額の限度を定めた高額療養費制度があります。介護保険でも同様に、高額介護(予防)サービス費制度が設けられています。

しかし、これらの2つの制度を利用しても、高額の医療と介護をともに受けた場合、大きな負担が生じます。そこで、医療、介護双方にかかった費用について、「1年間に○○円まで」と負担の上限を決めたのがこの制度です。

● この制度の対象となる方

・公的医療保険と、介護保険の両方を利用している方

●主な仕組み

- ・1年間(8月1日から翌年7月末日まで)にかかった医療費、介護費の自己 負担(保険適用のもの)が限度額を超えた場合に利用できます。
- ・世帯全体での医療、介護費の合計額が対象になります(一定の条件があります)。

● 手続きの窓口

・各市区町村の介護保険の窓口、加入する公的医療保険の窓口

医療費控除

1年間に一定以上の医療費の自己負担があった場合に、税金を軽減します。税制上の仕組みのため、高額療養費制度などとは、控除の対象となる医療費や、手続きなどが異なります。

医療費控除を受けるには、会社などの年末調整とは別に、自分で確定申告をする必要があります。このとき医療費の領収書なども添付します。

● この制度の対象となる方

・一定の収入がある全ての方

●主な仕組み

- ・1年間(1月1日~12月末日)に、自分や家族のために支払った医療費が、 一定の金額を超えた場合に、医療費控除の対象になります。
- ※控除される医療費は、次のように計算します。

「医療費控除の計算方法」

医療費控除額(200万円まで)=(支払った医療費)-(高額療養費などから払い戻された費用、民間保険の給付金・保険金)-10万円*

*その年の総所得額が200万円未満の方はその5%の額

●手続きの窓口

・住まいの地域の税務署

● 医療費控除の対象となる主な費用

- ・医師や歯科医師による診療費
- ・診療を受けるために直接必要な費用
- ・通院交通費(ガソリン代や駐車料金は除く)、医師などの送迎費、入院時の 部屋代(必要性がある場合)や食事代、医療器具の購入・貸与費など
- ・介護保険サービス(介護予防サービスも含む)利用料の一部 訪問看護、訪問リハビリテーション(リハビリ)、通所リハビリ(デイケア)、医療機 関や介護老人保健施設でのショートステイなど
- ※これらのサービスと併せて利用する場合、**訪問介護 P212** (身体介護主体)、訪問 入浴などの費用も対象になります。
- ・治療目的でのマッサージ・指圧師、鍼灸師、柔道整復師などの施術費用
- ・薬代(病気やけがのために、薬局・薬店で購入した市販薬も含む)など

● 医療費控除の手続き

会社員など自分で確定申告をする義務のない方は、支払った翌年の1月1日から 5年間は医療費控除の申請ができます。その際、医療費を支払った年の源泉徴収 票を提出しなければならないため、会社などで再発行してもらう必要があります。

一方、その年の確定申告をすでに行った方については、申告内容の修正になるため、期限が異なります。原則として、その年の確定申告の期限から1年以内に、医療費控除の手続きを行う必要があります。どちらの場合も、手続きは住所地を所轄する税務署で行います。

傷病手当金

会社員や公務員などが、病気などで働けなくなったときに、生活を支えてくれる制度です。被用者保険(健康保険、共済、船員保険)独自のもので、給料がもらえない場合などに、ある程度の収入を保障しています(図2)。

すでに退職した方でも、当時加入していた保険から、さかのぼって傷病 手当金を受給できることもあります。ただし、1年以上その保険に加入して いたこと、辞める前に傷病手当金がもらえる条件を満たしていたことなどが 条件になります。

● この制度の対象となる方

・被用者保険(健康保険、共済、船員保険)の被保険者本人(被扶養者は除く)

●主な仕組み

- ・休職している間、1日につき給料(日額)の3分の2に当たる額を保障されます。
- ・最長で1年6ヵ月間支給されます。
- ・次の全ての条件を満たした場合に利用できます。
- (1) 病気のために仕事ができない。
- (2) 3日以上連続して欠勤している(傷病手当金が支給されるのは4日目以降)。
- (3) 給料や、障害・老齢年金などが支払われない。その額が傷病手当金の額よりも少ない場合は、その額までを補てんする。

● 手続きの窓口

・加入する公的医療保険の窓口



◆4日目以降は、出勤した日があっても、その後、病気のために仕事ができず再び欠勤すれば、傷病手当金は支給される

図2: 傷病手当金の仕組み

■そのほかの経済的支援制度

そのほかにも、経済的な負担を減らす制度には次のようなものがあります。 詳しい条件などについては、各手続きの窓口やがん相談支援センターなど に問い合わせてください。

◆収入が少ない場合の医療費などの助成

₩ひとり親家庭等医療費助成

離婚や死別、婚外出産などの理由で、父親、母親、養育者が、ひとりで子どもを育てている家庭の医療費を助成する制度です。子どもがおよそ18歳に達する(障害がある場合は20歳未満)まで、自己負担額(保険適用分)が減らされます。一定の所得以下の家庭が対象になります。

●手続きの窓口

・各市区町村の育児、医療助成などの窓口

■ 限度額適用・標準負担額減額認定

住民税非課税世帯の方に対し、入院中の食事代や、入院医療費の自己負担限度額を低くするものです。加入する公的医療保険の窓口で事前に手続きを行い、限度額適用・標準負担額減額認定証を発行してもらいます。なお、高額療養費の自己負担限度額適用認定証とは、申請書や提出書類が異なります。

● 手続きの窓口

・加入する公的医療保険の窓口

生活保護制度

病気で仕事ができない、収入が乏しいといった理由で生活が苦しい場合に、経済的援助を行う制度です。あらゆる手段を尽くしても、最低限度の生活を維持できないときに、初めて適用されます。

生活保護の給付には、日常生活に必要な費用については生活扶助、必要な医療は医療扶助、必要な介護サービスは介護扶助というように種類があります。

申請を行うと、福祉事務所のケースワーカーが自宅を訪れ、生活や仕事、 資産状況などを調査します。その結果をもとに給付の可否や、その世帯に とって必要な扶助が決められます。

● 手続きの窓口

各市区町村の福祉窓口や福祉事務所

◆医療費や生活資金などを借りる

生活福祉資金貸付制度

低所得者世帯、障害者世帯、介護を要する方のいる高齢者世帯に、都道 府県の社会福祉協議会が生活福祉資金として貸し付ける制度です。貸付資 金の種類として、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型 生活資金の4種類があり、用途別に、貸付の条件(貸付限度額、据置期間、 償還期限、貸付利子、連帯保証人)が設けられています。

● 手続きの窓口

各市区町村の社会福祉協議会

◆年金などからの支給

▋ 障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金)

病気などで重度の障害が残った65歳未満の方に、年金を早くから支給する制度です。人工肛門の造設や、咽頭部摘出を受けた方のほか、日常生活で介助が不可欠だったり、生活や仕事に著しい制限を受ける状態になった方で受給できることがあります。

加入している年金保険によって、障害基礎年金(国民年金)、障害厚生年金(厚生年金)に分かれます。障害基礎年金は障害等級1、2級が対象ですが、障害厚生年金は1~3級までとなっています。なお、障害等級は、身体障害者手帳の等級とは異なり、手続きも別に行う必要があります。

そのほか、原則としていずれかの年金に加入中に障害を負った方、保険料を一定期間納めていることなどの要件を満たしている必要があります。なお、障害基礎年金は、20歳未満、または60歳以上65歳未満の方でも条件が合えば対象になります。

●手続きの窓口

- ・「障害基礎年金」…各市区町村の国民年金の窓口
- ・「障害厚生年金」…職場の担当年金事務所、共済組合事務局

障害手当金

障害手当金(一時金)は厚生年金の加入者が対象です。障害年金の対象にならない軽度の障害を負った方に、一度だけ支給されるものです。

● 手続きの窓口

・職場の担当年金事務所、共済組合事務局

◆そのほかの助成制度

■ 高額介護(予防)サービス費

介護保険サービスを利用した場合、サービス料の1割を自己負担しますが、 その額が高くなった場合は助成する制度があります。1ヵ月に支払う自己負担 の上限額が定められていて、超過分の費用は後日払い戻される仕組みです。

この制度の適用対象になると、各市区町村から通知があります。それに従って申請を行うと、 $1 \sim 2$ ヵ月後に超過分の費用が払い戻されます。一度申請すれば、次回以降は手続きの必要はありません。

● 手続きの窓口

各市区町村の介護保険窓口

身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に障害が残った方の日常生活の不自由を補うために、さまざまな助成・支援を受けられるようにするものです。人工肛門や 人工膀胱を造設したり、咽頭部を摘出した方などが対象になります。

利用できる助成・支援には、人工肛門や人工膀胱などの補装具や、会話補助装置や介護用のベッドなど日常生活用具などの支給・貸与、税金の減額免除、公共交通機関運賃の免除・割引などがあります。ただし、手帳は、障害の種類や程度などによって1~6級に区分され、級によって受けられる助成が変わります。

原則として障害の状態が固定してから申請手続きを行いますが、障害の内容によってはすぐに申請できる場合もあります。申請には、都道府県知事に指定された医師に、診断書を作成してもらう必要があります。

● 手続きの窓口

・各市区町村の窓口、福祉事務所



▶P29「がん相談支援センターにご相談ください」

民間保険に加入しているときには

民間保険は、医療保険やがん保険など、加入している 商品によって保障内容が大きく異なります。このため、 契約内容をしっかり確認しておくことが大切です。



■医療保障付き民間保険と公的医療保険との違い

初・再診料や手術料、投薬注射料、入院料など、治療にかかわる主な費用には、公的医療保険が適用されます。また、高額療養費制度は、所得に応じて限度額以上の医療費の自己負担額が減免される制度ですが、申請が必要です。しかし、入院中の食事代や差額ベッド代、保険の利かない医療機器や薬を使った検査・治療などは全額自己負担になります。

民間保険は、こうした公的医療保険では賄えない費用や、医療費の自己 負担分の支払いを補助します。また、診断されたとき、入院・通院のときに、 診断内容や入院・通院期間によって、具体的な用途を定めずに支払額を定 めており、治療や療養にかかる負担を軽減しているものもあります。

■民間保険の特徴と種類

民間保険は、商品によって保障内容などが大きく異なります。このため、まずは自分の契約している保険の内容を確認し、支払い対象になりそうな給付金・保険金があるか、また保障期間、条件などはどうなっているか、契約書類にしっかり目を通すことが大切です。

通常、民間保険は契約の本体である"主契約"と、上乗せ(オプション)部分に当たる"特約"から成り立っています。病気による入院などを保障する保険(主契約)には、「医療保険」「がん保険」「特定疾病保障保険」があります。一方、医療に関連する特約は、医療保険だけでなく生命保険(死亡保障)などにも付いていることがあり、その種類はさまざまです(表1)。

表1: がんを保障対象とする保険・特約の特徴

《保険(主契約)の種類》

● 医療保険

病気やけがを幅広く保障する。ただし、入院給付金には支払い限度日数がある。

●がん保険

がんについて保障。契約後90日程度たってから保障が開始される場合が多いため、その間にがんと診断されても契約は無効になる。

●特定(3大)疾病保障保険

がん、急性心筋梗塞、脳卒中が対象。がんと診断されると保険金が支払われ、 契約は終了する。

《特約の例》

リビング・ニーズ特約、疾病入院特約、成人病入院特約、がん入院特約、女性疾病特約、退院後療養特約、通院特約、特定疾病保障特約など。

給付金・保険金の請求方法

1 保険会社の窓口に連絡します

保険証券、契約のしおり、約款などで該当する給付金などを確認し、保険会社の指定の窓口に連絡します。その際、下記の内容を伝えます。

《保険会社に連絡する内容》

- ・保険証券の番号、被保険者の名前
- ・病名、入院・手術など支払い対象となる内容
- ・入院日、退院日、手術日、手術名、通院の有無

2 請求書類を準備・提出します

保険会社から請求書類、手続きの説明書などが送付されるので、必要事項を記入します。診断書は担当医に書いてもらいますが、依頼方法は担当医に直接渡す場合、窓口で手続きを行う場合など、医療機関によって異なります。日付や診断名、手術名などの記載については、できれば保険会社に返送する前に自分でも確認しておきましょう。

*書類一式の確認用の控えとして、コピーを取っておくと後から確認できます。

3 給付金・保険金が支払われます

書類の不備や、支払いのための事実確認などがない場合、必要書類が保険会社に 届いてから数週間程度で所定の口座に入金されます。

■主な給付金・保険金の内容について

商品により、保障される給付金・保険金の内容・支払われる条件などに は違いがあります。

民間保険の給付金・保険金

● 給付金の範囲

がん保険の対象となる"がん"は、保険の種類や保険会社によって、その範囲が異なる場合があります。特に初期段階のがんである"上皮内がん [P207] (上皮組織にとどまって浸潤していない状態のがん)"を対象とするかどうかは、会社によって異なりますので、ご注意ください。また、加入する保険が1つでも複数の給付金の対象になることもあります。最近では、請求漏れがないように確認してくれる保険会社もふえていますが、自分に該当する給付金はあらかじめ確かめておきましょう。

● 給付金と医療費控除

民間保険の給付金などを受け取った方は、その給付の目的となった医療費から、給付金などの額を差し引きます。支払った医療費よりも給付金などが多く、差引額がマイナスになった場合、その医療費はゼロ円と見なして控除の計算から外します。

例えば、入院給付金をもらった場合、入院にかかった総医療費から差し引きますが、その額がマイナスになった場合にはゼロ円と見なして、入院費以外の医療費控除は別に計算されます。

入院した場合の保障

●入院給付金

入院日数に応じて、1日単位で設定された額が支払われます。ただし、治療を目的とした入院が対象のため、検査入院や介護を主な目的とする入院などは対象外です。緩和ケア病棟については、商品によって扱いが異なります。支払い限度日数が設けられているのが特徴で、入院して何日かは保障の対象にならない商品もあります。

●がん入院給付金

入院給付金と基本は同じですが、支払い限度日数がなく何日、何回入院 しても日数分の給付金が受け取れるのが特徴です。特約では、医療保険な どのように支払い上限のある商品もあります。

がんと診断された場合の保障

●がん診断給付金

がんと診断され、一定の条件を満たすと支払われます。一度給付された後、 一定期間がたてば、何回でも支払われる商品もあります(複数回給付)。

● 特定疾病保障保険金

がんと診断され、一定の条件を満たしたときに、支払いの対象となります。

手術を受けた場合の保障

● 手術給付金/がん手術給付金

手術の種類に応じて決められた額が支払われます。放射線治療も対象に している商品もあります。

退院後の保障

●がん退院療養給付金

がんで一定期間入院し、退院した場合などに給付されます。

● 通院給付金/がん通院給付金

入院を経て、退院後一定期間内に、同じ病気の治療のために通院した場合などに支払われます。

民間保険について知りたいときには

● 相談窓口(生命保険に関する相談、照会)

各保険会社では、相談窓口を設けています。わからないことがあれば、 相談してみましょう。そこで解決できなかった場合には、下記のような相談 窓口も利用できます。

◇一般相談

◇一般相談・苦情

(財)生命保険文化センター 相談専用電話(直通)03-5220-8520 (社)生命保険協会生命保険相談所

電話 03-3286-2648 (本部相談室)

● 保険の用語

民間保険の保険内容を規定している約款などには、専門用語が数多く使われています。代表的な用語について簡単に説明します。

- ・被保険者…保険の対象となる方。
- ・保険契約者…保険会社と契約を結び、保険料支払いの義務を持つ方。
- ・受取人…給付金・保険金を受け取る方。
- ・1入院…1回の入院という意味ではなく、一定期間内に同じ病気、けがで入院した場合をいいます。退院から一定期間(主に180日)経過しないうちに、病気の再発で再入院した場合、前回の入院と合わせて1入院とされます。



▶P96 「治療にかかる費用について」

▶P101 「公的助成・支援の仕組みを活用する」